

議案第19号

葛飾区児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

児童会館を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区児童館条例の一部を改正する条例

葛飾区児童館条例（昭和41年葛飾区条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表葛飾区児童会館の項を削り、同表葛飾区小菅児童館の項中「〃 小菅児童館」を「葛飾区小菅児童館」に、「〃 小菅二丁目19番1号」を「東京都葛飾区小菅二丁目19番1号」に改める。

付 則

この条例は、令和4年7月19日から施行する。